

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業

V E 提案要領

(案)

平成 27 年 9 月

愛 知 県

目 次

1 総則	1
2 事業者の募集及び選定に関する事項	1
3 VE提案の範囲	1
4 VE提案範囲の確認	1
5 実施設計の実施	2
6 費用の負担	2
7 責任の所在	2
8 VE提案が実施できない場合	2
9 VE提案の内容の保護	2
10 著作権	3

1 総則

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業（以下「本事業」という。）において、入札参加者は、愛知県（以下「県」という。）が求める機能・性能を低下させることなく、ライフサイクルコストを縮減し、建築物等の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るため、VE提案を行うことができる。VE提案要領は、本事業の入札参加者がVE提案を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

下記の手続及びスケジュール等については、入札説明書、様式集によるものとする。

- (1) 入札説明書等に関する個別対話（VE提案を含む。）参加申込の受付、入札説明書等に関する個別対話（VE提案を含む。）、入札説明書等に関する個別対話（VE提案を含む。）回答の配布
- (2) VE提案に関する質問の受付、VE提案に関する質問回答の配布、VE提案書の受付、VE提案書範囲の確認の通知

3 VE提案の範囲

VE提案の範囲は、基本設計図書に記載のあるものすべてを対象とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- ・「1. 設計方針 01. 基本理念」に沿わないもの
- ・要求する水準を満たさないもの
- ・仕様、性能、品質が低下するもの
- ・竣工時期及び供用開始の延長を伴うもの
- ・防犯性、安全性の低下をもたらすもの
- ・CASBE名古屋の評価がSランクを下回るもの
- ・維持管理段階における困難さやコストの増大をもたらすもの
- ・1次エネルギー消費量が大幅に増加するものや総発電量が大幅に低下するもの
- ・その他これらに類するもの

※ 上記に該当する場合でも、ライフサイクルコストを縮減し、施設の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについては、この限りではない。

4 VE提案範囲の確認

- (1) 入札参加者から提出されたVE提案書等について、県において各VE提案内容がVE提案の範囲内かどうかの確認を行う。この時点では、VE提案の優劣の評価や採点等を行わないが、一体として評価することが妥当と思われるVE提案については1つの提案とみなす。
- (2) VE提案範囲の確認結果は、その理由を付し、当該VE提案を行った入札参加者に個別に回答するが、VE提案範囲の確認結果に対する不服申立ては受け付けない。
- (3) VE提案範囲の確認の結果、VE提案の採用が認められた入札参加者は、原則としてこれを反映した入札書及び事業提案書を提出する。また、その後の検討により、VE提案によりがたいことが判明した場合は、VE提案辞退書を、県が指定する様式及び期限に従って提出する。また、VE提案が採用されなかった場合は、県が示した基本設計図書等により作成した入札書及び事業提案書を提出する。ただし、VE提案書等の提出の有無及びVE提案範囲

の確認については入札参加者が備えるべき要件等としない。

なお、入札参加者は、採用が認められなかったV E提案や事前にV E提案として提出すべきであった内容を、入札書及び事業提案書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。入札書及び事業提案書の提出時に、これらの追加提案等がなされた場合、県はこれらの提案を一切評価しない。

- (4) 入札書及び事業提案書の提出後、入札書及び事業提案書に反映されたV E提案について、審査委員会において落札者決定基準に示す評価基準に従って評価する。

5 実施設計の実施

事業者は、V E提案の採用が認められ、かつ入札書及び事業提案書に反映したV E提案に基づき、事業契約締結後、基本設計図書からの変更点を県に提出し、内容の確認を受けた上で、実施設計を実施する。

6 費用の負担

V E提案に要する費用は、入札参加者の負担とする。

7 責任の所在

V E提案内容、V E提案により変更された変更設計内容及びその変更設計が影響を及ぼす部分についての責任は事業者が負担する。県が当該V E提案の採用を認めることをもって事業者の責任が軽減又は免除されるものではない。

8 V E提案が実施できない場合

入札書及び事業提案書に反映されたV E提案が事業者の責めに帰すべき事由により、実施設計が実施不可能となった場合は、当該V E提案に係る部分について当初の基本設計図書に基づいて実施設計図書を実施する。その際には、事前に県に報告し、その確認を受けるものとする。この場合、当該V E提案を実施した場合の金額又は当該V E提案を実施しなかった場合の金額のいずれか低廉な額を本件工事費とするとともに、本施設の引渡日を変更することはできないものとする。

また、入札書及び事業提案書に反映されたV E提案が事業者の責めに帰すことのできない事由により、実施設計が実施不可能となった場合は、県及び事業者は設計内容等について協議する。この場合、本件工事費の増額及び本施設の引渡日を変更することはできないものとする。

9 V E提案の内容の保護

V E提案の内容については、V E提案範囲の確認結果に係わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護する。

- (1) V E提案範囲の確認結果は、当該V E提案を行った入札参加者に個別に回答し、回答は非公表とする。ただし、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係わることなく、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加者の承諾を得た内容について、「審査講評」と合わせて公表することがある。
- (2) V E提案範囲の確認に係る議事録等は非公表とする。
- (3) V E提案範囲の確認結果に係わらず、そのV E提案が一般的に使用されている状態であると県が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、県は無償で当該提案を使用できるも

のとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
(4) 事業者の入札書及び事業提案書に反映された V E 提案は、本事業に関し、県が無償で使用できるものとする。

10 著作権

基本設計図書に関する著作権は、県及び基本設計者に帰属する。実施設計図書の著作権は、著作権法（昭和 15 年法律第 48 号）の定めるところにより、県、事業者に帰属する。なお、当該著作権の帰属に係わらず県が必要と認めるときには、県は本施設の運営を目的として実施設計図書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

基本設計者は、県が本事業に先だって、基本設計業務を委託した株式会社久米設計となる。